

【表紙】

【提出書類】	臨時報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成29年1月4日
【発行者名】	マリモ地方創生リート投資法人
【代表者の役職氏名】	執行役員 北方 隆士
【本店の所在の場所】	東京都港区虎ノ門一丁目1番21号
【事務連絡者氏名】	マリモ・アセットマネジメント株式会社 取締役兼財務管理部長 北川 博彰
【連絡場所】	東京都港区虎ノ門一丁目1番21号
【電話番号】	03-6205-4755
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【提出理由】

マリモ地方創生リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、平成29年1月1日付で、本投資法人の主要な関係法人である特定関係法人の異動があったため、金融商品取引法第24条の5第4項並びに特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令第29条第1項及び同条第2項第2号に基づき本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 【報告内容】

### (1) 主要な関係法人（特定関係法人）の名称、資本金の額及び関係業務の概要

名称	株式会社マリモ 広島県広島市西区庚午北一丁目17番23号
資本金の額	100百万円（平成29年1月4日現在）
関係業務の概要	本投資法人の資産運用会社であるマリモ・アセットマネジメント株式会社（以下「本資産運用会社」といいます。）に対する不動産売却情報の提供、本投資法人との間における不動産信託受益権の売買及び本投資法人の保有資産である不動産信託受益権に係る信託の受託者との間における当該信託の信託財産である不動産の賃借

### (2) 異動の理由及びその年月日

#### ① 異動の理由

平成28年12月期（平成28年2月5日から平成28年12月31日まで）の末日から過去3年間において、本資産運用会社の利害関係人等である株式会社マリモとの間で本投資法人が不動産等（不動産、不動産の賃借権又は地上権をいいます。以下同じです。）を信託する信託の受益権（以下「不動産等信託受益権」といいます。）の取得の対価として支払いを行った金額の合計額は、同期間中に本投資法人が不動産等及び不動産等信託受益権の取得及び譲渡の対価として支払い、又は受領した金額の合計額の20%以上に相当するものとなったため、株式会社マリモは、平成29年1月1日付で、特定関係法人（金融商品取引法施行令第29条の3第3項第2号に掲げる取引を行った法人）に該当することとなりました。

#### ② 異動の年月日

平成29年1月1日